

ローソン Ponta カード規約規約改定のお知らせ

2024年6月1日をもってローソン Ponta カード規約を改定いたしますのでご案内いたします。規約の主な改定箇所は以下のとおりです。

■ローソン Ponta カード規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第3条（カードの貸与）</p> <p>(1) <u>カードの券面には、</u>会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面（3桁）に印字される数値をいう）等（以下総称して「カード情報」という）が表示されています。カードの所有権は当社にあり、カードは当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化の上カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員は、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第3条（カードの貸与）</p> <p>(1) 会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面（3桁）に印字される数値をいう。）等（以下総称して「カード情報」という。）は、<u>カードの券面に表示され又は当社所定の方法で会員に対し別途通知されます。</u>カードの所有権は当社にあり、カードは当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化の上カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員は、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います。<u>（ただし、カードに署名欄がない場合を除きます。）</u>。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第6条（カードのご利用）</p> <p>(1) 会員は、当社の指定する店舗・施設・売場等（以下「店舗」という）で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます（以下「商品購入」という）。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、当社が店舗へ立替払いをすること、及び商品等</p>	<p>第6条（カードのご利用）</p> <p>(1) 会員は、当社の指定する店舗・施設・売場等（以下「店舗」という）で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、<u>当社に立替払いを委託するとともに、</u>商品・権利の購入又はサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます（以下「商品購入」という）。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、<u>会員は、</u></p>

の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、
予め承認いただきます。

(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、
当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾いただきます。ただし、取り消
しについては、(1)を適用いたします。なお、会員は、第12条(1)に該当する場合を
除いて、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗に有する一切の抗
弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものと
します。

(3)当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは
伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方
法等により商品購入できるものとします。

(4) カード利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。
この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、
当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引
を目的とするカードのご利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣
(記念通貨を除く。)の購入を目的とするカードのご利用もできません。また、貴金
属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があり
ます。

(以下 略)

当社に対し、カードのご利用又は商品等の購入を取り消し、その精算をされる際は当
社の定める方法でお手続きいただくことを、予め承認いただきます。

(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、
当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾いただきます。ただし、カード
のご利用又は商品等の購入取り消しについては、(1)を適用いたします。なお、会員は、
第12条(1)に該当する場合を除いて、カード利用により生じた商品購入代金債権に
ついて、店舗に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご
利用をもって承認するものとします。

(3)当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは
伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えて非接触 IC カードを専用端
末にかざすこともしくはカード情報を通知する方法等により商品購入できるものと
します。

(4) カード利用に際しては、当社が認めた場合を除き、当社の承認が必要となります。
この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、
当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引
を目的とするカードのご利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣
(記念通貨を除く。)の購入を目的とするカードのご利用もできません。また、貴金
属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があり
ます。

(以下 略)

第8条（弁済金等の支払方法等）

（1）商品購入代金の支払金額及び支払方法は以下のとおりとします。

①支払金額は商品購入代金を毎月10日（以下「利用締切日」という）に締切り、当月14日（以下「利用算定日」という）に（2）により算定した額とし、翌月4日（金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「お支払日」という）にお支払いいただきます。ただし、事務上の都合により翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。

② (略)

（2）①～⑤ (略)

⑥支払方法の変更（スキップ払い、支払回数・2～6回、スキップ指定月以外は手数料のみのお支払）－支払方法変更の申出があり、当社が認めた場合には、1回払いのご利用分について当初のお支払日（以下「当初お支払日」という）が属する月から6ヶ月後の月までのうち会員が指定した月（以下「スキップ指定月」という）のお支払日（以下「スキップお支払日」という）に一括してお支払することができます。なお、会員は一度指定したスキップ指定月を再度変更することはできません。会員にはスキップ払いに変更した商品購入代金に対し当初お支払日が属する月の5日からスキップお支払日が属する月の4日までの手数料をお支払いいただきます。手数料は、毎月5日（初回は当初お支払日が属する月の5日）から翌月4日までの期間について、日割計算したものを翌々月のお支払日にお支払いいただきます。なお、当社所定の方法によるお支払日前のお支払も可能です。

⑦支払方法の変更（リボルビング払い）－支払方法変更の申し出があり、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分、2回払い分及びスキップ払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1回払い分は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとします。ボーナス一括払い分は、変更後最初に到

第8条（弁済金等の支払方法等）

（1）商品購入代金の支払金額及び支払方法は以下のとおりとします。

①支払金額は商品購入代金を毎月10日（以下「利用締切日」という）に締切り、当月14日（以下「利用算定日」という）に（2）により算定した額とし、翌月4日（金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「お支払日」という）にお支払いいただきます。ただし、事務上の都合により前月又は翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。

② (略)

（2）①～⑤ (略)

（3）支払方法変更の申出があり、当社が認めた場合には、会員は以下の支払方法に変更できます。

①支払方法の変更（スキップ払い、支払回数・2～6回、スキップ指定月以外は手数料のみのお支払）－支払方法変更の申出があり、当社が認めた場合には、1回払いのご利用分について当初のお支払日（以下「当初お支払日」という）が属する月から6ヶ月後の月までのうち会員が指定した月（以下「スキップ指定月」という）のお支払日（以下「スキップお支払日」という）に一括してお支払することができます。なお、会員は一度指定したスキップ指定月を再度変更することはできません。会員にはスキップ払いに変更した商品購入代金に対し当初お支払日が属する月の5日からスキップお支払日が属する月の4日までの手数料をお支払いいただきます。手数料は、毎月5日（初回は当初お支払日が属する月の5日）から翌月4日までの期間について、日割計算したものを翌々月のお支払日にお支払いいただきます。なお、当社所定の方法によるお支払日前のお支払も可能です。

②支払方法の変更（リボルビング払い）－支払方法変更の申し出があり、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分、2回払い分及びスキップ払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1回払い分は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとします。ボーナス一括払い分は、変更後最初に到

来する利用算定日（ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日までに利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします。）の対象となる利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。また、2回払い分は、1回目の支払い分に相当する利用算定日以前にお申し出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとし、当該利用算定日より後にお申し出があった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。また、スキップ払いからの変更のときは、変更の直前の利用締切日（ただし、事務上の都合により変更後最初に到来する利用締切日となることがあります。なお、利用締切日当日に変更した場合は、当該利用締切日とします。）にリボルビング払いの利用があったものとみなし、スキップ払いに係る手数料は、リボルビング払いの利用があったものとみなされる利用締切日の直前の4日まで発生します。

⑧支払方法の自動変更サービス - 当社の定める方法でお申出があり、当社が認めた場合には、以後、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。

(イ) リボルビング払いに変更する時点でショッピングサービスのご利用可能枠を超過していた場合。

(ロ) 当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認めた店舗・商品等での利用の場合。

(3) (2) ①の弁済金と②の1回払いによりお支払いいただく金額、及び③から⑤、(3) ①によって各回ごとにお支払いいただく金額（以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という）は予めご利用明細書で郵送又は電磁的方法により通知します。会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後20日以内に、会員か

到来する利用算定日（ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日までに利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします。）の対象となる利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。また、2回払い分は、1回目の支払い分に相当する利用算定日以前にお申し出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとし、当該利用算定日より後にお申し出があった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。また、スキップ払いからの変更のときは、変更の直前の利用締切日（ただし、事務上の都合により変更後最初に到来する利用締切日となることがあります。なお、利用締切日当日に変更した場合は、当該利用締切日とします。）にリボルビング払いの利用があったものとみなし、スキップ払いに係る手数料は、リボルビング払いの利用があったものとみなされる利用締切日の直前の4日まで発生します。

③支払方法の自動変更サービス - 当社の定める方法でお申出があり、当社が認めた場合には、以後、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。

(イ) リボルビング払いに変更する時点でショッピングサービスのご利用可能枠を超過していた場合。

(ロ) 当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認めた店舗・商品等での利用の場合。

(ハ) (2) ④、⑤、(3) ①による支払方法での利用の場合。

(4) (2) ①の弁済金と②の1回払いによりお支払いいただく金額、及び③から⑤、(3) ①によって各回ごとにお支払いいただく金額（以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という）は予めご利用明細書で郵送又は電磁的方法により通知します。会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後20日以内に、

<p>ら特にお申し出のない場合は承認されたものとします。</p> <p>(4) 会員は、当社が定める日までに申し出いただくことにより、次回お支払日の弁済金等を増額できます。</p> <p>(5) 手数料率、「月々のお支払額算出表」記載の金額は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第 20 条（本規約の変更等）の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせした時の残高を含め、変更後の手数料率及び金額が適用されます。</p>	<p>会員から特にお申し出のない場合は承認されたものとします。</p> <p><u>(5)</u> 会員は、当社が定める日までに申し出いただくことにより、次回お支払日の弁済金等を増額できます。</p> <p><u>(6)</u> 手数料率、「月々のお支払額算出表」記載の金額は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第 20 条（本規約の変更等）の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせした時の残高を含め、変更後の手数料率及び金額が適用されます。</p>
<p>第 13 条（キャッシングサービス）</p> <p>(1) 会員は、以下のいずれかの方法により当社からの融資（以下「キャッシングサービス」という）を受けられます。</p> <p>① <u>当社及び</u>当社が提携する金融機関等組織の現金自動預払機（以下「ATM」という）を利用する方法。</p>	<p>第 13 条（キャッシングサービス）</p> <p>(1) 会員は、以下のいずれかの方法により当社からの融資（以下「キャッシングサービス」という）を受けられます。</p> <p>① <u>当社が</u>提携する金融機関等組織の現金自動預払機（以下「ATM」という）を利用する方法。</p>
<p>第 14 条（融資金の支払方法等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会員にはご利用の都度、以下の定額リボルビング方式（以下「リボルビング方式」という）、又は一括返済方式（以下「一括払い」という）のいずれかをご指定いただきます。</p> <p>(3) 融資利率は、カード送付時の書面その他の書面により通知します。利息は毎月の融資金リボ残高に対し当月の 5 日又はお支払実行日の翌日から翌月の 4 日又はお支払実行日までの日割計算とします。ただし、初回利息は、ご利用日の翌日から融資金締切日の翌々月の 4 日又はお支払実行日までの期間を日割計算とします。なお、融資利率が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払義務はありません。</p> <p>(4) 返済金の支払方法については第 8 条（弁済金等の支払方法等）(1) ①但書及び②(イ) (ロ) を、返済金の請求通知等については第 8 条 (3) を、返済金の増額については第 8 条(4)を、リボルビング方式の月々支払金額及び利率の変更については第 8 条(5)をそれぞれ適用します。 なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可</p>	<p>第 14 条（融資金の支払方法等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会員にはご利用の都度、以下の定額リボルビング方式（以下「リボルビング方式」という）、又は一括返済方式（以下「一括払い」という）のいずれかをご指定いただきます。<u>なお、ご利用方法によっては、返済方式の一部を選択できないことがあります。</u></p> <p>(3) 融資利率は、カード送付時の書面その他の書面により通知します。<u>リボルビング方式の利息</u>は毎月の融資金リボ残高に対し当月の 5 日又はお支払実行日の翌日から翌月の 4 日又はお支払実行日までの日割計算とします。また、<u>一括払い及び、リボルビング方式の初回利息</u>は、ご利用日の翌日から融資金締切日の翌々月の 4 日又はお支払実行日までの期間を日割計算とします。なお、融資利率が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払義務はありません。</p> <p>(4) 返済金の支払方法については第 8 条（弁済金等の支払方法等）(1) ①但書及び②(イ) (ロ) を、返済金の請求通知等については第 8 条 <u>(4)</u> を、返済金の増額については第 8 条<u>(5)</u>を、リボルビング方式の月々支払金額及び利率の変更については第 8 条 <u>(6)</u>をそれぞれ適用します。 なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可</p>

<p>能です。この場合の利息は、ご利用日又は前回お支払された日の翌日からの日割計算によります。</p> <p style="text-align: center;">(以下 略)</p>	<p>能です。この場合の利息は、ご利用日又は前回お支払された日の翌日からの日割計算によります。</p> <p style="text-align: center;">(以下 略)</p>
<p>第 15 条 (遅延損害金)</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 遅延損害金の利率の変更については第 8 条 (弁済金等の支払方法等) (5) を適用いたします。</p>	<p>第 15 条 (遅延損害金)</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 遅延損害金の利率の変更については第 8 条 (弁済金等の支払方法等) <u>(6)</u> を適用いたします。</p>
<p>第 17 条 (カードの紛失、盗難等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) の場合、本人以外によるカード又はカード情報の使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、会員にお支払いいただきます。</p> <p>①② (略)</p> <p>③戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。</p> <p>④会員の故意又は重大な過失によって、紛失等が生じ又は損害が拡大した場合。</p> <p>⑤第 5 条 (暗証番号) (2) にあたる場合。ただし、第 5 条 (2) ただし書に該当する場合は除きます。</p> <p>⑥カード又はカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。</p> <p>⑦ (1) に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出(以下、これらにつき本号において「各手続き」という)において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により (1) の各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場</p>	<p>第 17 条 (カードの紛失、盗難等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) の場合、本人以外によるカード又はカード情報の使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、会員にお支払いいただきます。</p> <p>①② (略)</p> <p>③会員の故意又は重大な過失によって、紛失等が生じ又は損害が拡大した場合。</p> <p>④第 5 条 (暗証番号) (2) にあたる場合。ただし、第 5 条 (2) ただし書に該当する場合は除きます。</p> <p>⑤カード又はカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。</p> <p>⑥ (1) に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出(以下、これらにつき本号において「各手続き」という)において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により (1) の各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場</p>

<p>合。</p>	<p>合。 ⑦戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。</p>
<p>第 21 条（期限の利益喪失）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>①② (略)</p> <p>③会員が、第 23 条（その他承諾事項）(4) の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>	<p>第 21 条（期限の利益喪失）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>①② (略)</p> <p>③会員が、第 23 条（その他承諾事項）(4) の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、<u>同条 (5) に掲げる行為を一つでも行ったとき</u>、又は、当社が、<u>同条 (4) もしくは第 24 条（マネー・ローンダリング等の禁止）(2) に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず</u>、会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>
<p>第 22 条（合意管轄裁判所）</p> <p>会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。</p>	<p>第 22 条（合意管轄裁判所）</p> <p>会員と当社の間で<u>紛争</u>が生じた場合は、<u>訴額</u>の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。</p>
<p>第 23 条（その他承諾事項）</p> <p>(1) 会員には以下の事項を予め承認いただきます。</p> <p>①第 8 条（弁済金等の支払方法等）(2) ①の手数料、第 14 条（融資金の支払方法等）(3) の融資金の利息並びに第 9 条（遅延損害金）及び第 15 条（遅延損害金）の遅延損害金は、年 365 日（うるう年は年 366 日）の日割計算で行うこと。</p> <p>②～⑤ 略</p> <p>(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>①第 8 条 (3) に定めるご利用明細書について、会員が電磁的方法による通知を希望せ</p>	<p>第 23 条（その他承諾事項）</p> <p>(1) 会員には以下の事項を予め承認いただきます。</p> <p>①第 8 条（弁済金等の支払方法等）(2) ① <u>(3) ②、③</u>の手数料、第 14 条（融資金の支払方法等）(3) の融資金の利息並びに第 9 条（遅延損害金）及び第 15 条（遅延損害金）の遅延損害金は、年 365 日（うるう年は年 366 日）の日割計算で行うこと。</p> <p>②～⑤ 略</p> <p>(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>①第 8 条 <u>(4)</u> に定めるご利用明細書について、会員が電磁的方法による通知を希望せ</p>

ず、当社が郵送でお送りする場合、当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。

②③ (略)
(新規に規定)

④当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。

⑤与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくこと。

⑥(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

(3) (4) (略)
(新規に規定)

ず、当社が郵送でお送りする場合、当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。

②③ (略)

④会員は、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等(ただし、キャッシングサービスの利用代金を除く)の当社が弁済を受領するのに要する費用として、当社が別途定める金額を負担するものとします。ただし、当社は、会員がお支払日に当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合に限り、会員に当該費用を請求するものとします。

⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。

⑥与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくこと。

⑦(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

(3) (4) (略)

(5) 会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

<p>(新規に規定)</p> <p>(5)当社が会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただきます。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>	<p>(6)会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。なお、当社HP「お客様対応方針」にも記載しています。</p> <p>①暴力、威嚇、脅迫、強要等</p> <p>②暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動</p> <p>③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動</p> <p>④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ</p> <p>⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等</p> <p>(7)当社が会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただきます。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>
<p>(新規に規定)</p>	<p><u>第24条 (マネー・ローンダリング等の禁止)</u></p> <p>(1)会員は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という）の目的で、カードを利用してはならないものとします。</p> <p>(2)当社は、マネー・ローンダリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認及びそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、本会員は合理的な期間内にご対応いただくものとします。</p>

	<p>(3) 当社は、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国又は地域において、カード利用を制限する場合があります。</p>
<p>第 24 条 (会員資格の喪失等)</p> <p>(1) 会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>① (略)</p> <p>② 会員がカードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社に対する債務の返済が行われないうとき。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 第 19 条 (お届け事項の変更等) (1) に違反したことなどにより、当社から会員への連絡が不可能と判断したとき。</p> <p>⑤ 換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、又はキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 当社に対する暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を</p>	<p>第 25 条 (会員資格の喪失等)</p> <p>(1) 会員が以下のいずれかに該当した場合、<u>その他当社が不適当と認めた場合は</u>、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>① (略)</p> <p>② 会員がカードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社が<u>発行する他のカード含む</u>当社に対する債務の返済が行われないうとき。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>当社がカードを送付したにもかかわらずカードの受取がないとき、又は、第 19 条 (お届け事項の変更等) (1) に違反したことなどにより、当社から会員への連絡が不可能と判断したとき。</u></p> <p>⑤ 換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、<u>もしくはカードの利用内容又は保有状況が不自然であると判断されるとき (ただし、カードの利用目的、店舗、商品等の内容、商品購入代金の支払原資その他当社が必要と認める事項について、会員が合理的な説明及び資料の提供をした場合を除く。)</u>、又はキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。</p> <p>⑥ (略)</p>

<p><u>棄損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったとき。</u></p> <p>⑧会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から会員への連絡が困難と判断したとき。</p> <p>⑨会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(以下 略)</p>	<p><u>⑦会員が、第 23 条（その他承諾事項）(4) の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条 (4) もしくは第 24 条（マネー・ローンダリング等の禁止）(2) に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</u></p> <p><u>⑧会員が、第 23 条（その他承諾事項）(5) (6) に掲げる行為を一つでも行ったとき。</u></p> <p>⑨会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から会員への連絡が困難と判断したとき。</p> <p>⑩会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(以下 略)</p>
<p>■附則</p> <p>第 1 条（ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表）</p> <p>ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表に基づく月々のお支払額は、2020 年 3 月ご請求分までは、新たなカードの利用がないときは、前回と同額の支払金額になります。</p>	<p>削 除</p>

【下線部は改定部分を示します。】

以上